

10月から下水道使用料、農業集落排水使用料が変わります

平成29年市議会第1回定例会において、「桐生市下水道条例等の一部を改正する条例案」が可決され、10月分から下水道使用料、農業集落排水使用料を段階的に改定します。

下水道、農業集落排水を使用している皆さんには御負担をおかけしますが、今後もより一層の経営努力に努めますので御理解と御協力をお願いします。

問い合わせは、下水道課業務係（☎内線749・678）、新里支所地域振興整備課建設係（☎742218）へ。

使用料改定の経緯について

平成27年11月に、市内下水道使用料検討委員会を設置し、平成28年1月までに3回の会議を重ね、使用料改定の素案を作成しました。

さらに、作成した素案を、行政側の偏った意見とならないよう、市民の代表で組織さ

れた下水道使用料審議会へ諮問し、平成28年5月から10月まで全5回にわたって審議、検討していただきました。その結果、使用料改定はやむを得ないという答申が出されました。

この答申内容を踏まえ、平成29年市議会第1回定例会に使用料改定議案を上程し、審議の結果、可決され今回の改定に至りました。

使用料改定の理由

公共下水道事業のうち、汚水処理費に関しては、使用している皆さんからいただいた下水道使用料により賄うことになっていきます。

市では、コスト削減などの経営努力を行っていますが、それでも不足している分については、一般会計から年間約6億円の繰入金（税金）により補ってきました。

しかしながら、この繰入金の中には公共下水道区域外の市民の税金も含まれているた

め、税の公平性を欠く事となり、一般会計の財政状況を圧迫する要因ともなっています。

また、平成17年の市町村合併から10年が経過していますが、桐生地区（新里町、黒保根町を除く地区）と新里地区（新里町）で下水道使用料が統一されず、同じ公共下水道を使用しているにもかかわらず、使用料に不均衡が生じている状態となっています。

これらを解消するため下水道使用料の改定を行い、使用料の適正化を図ります。

長年据え置いてきた理由

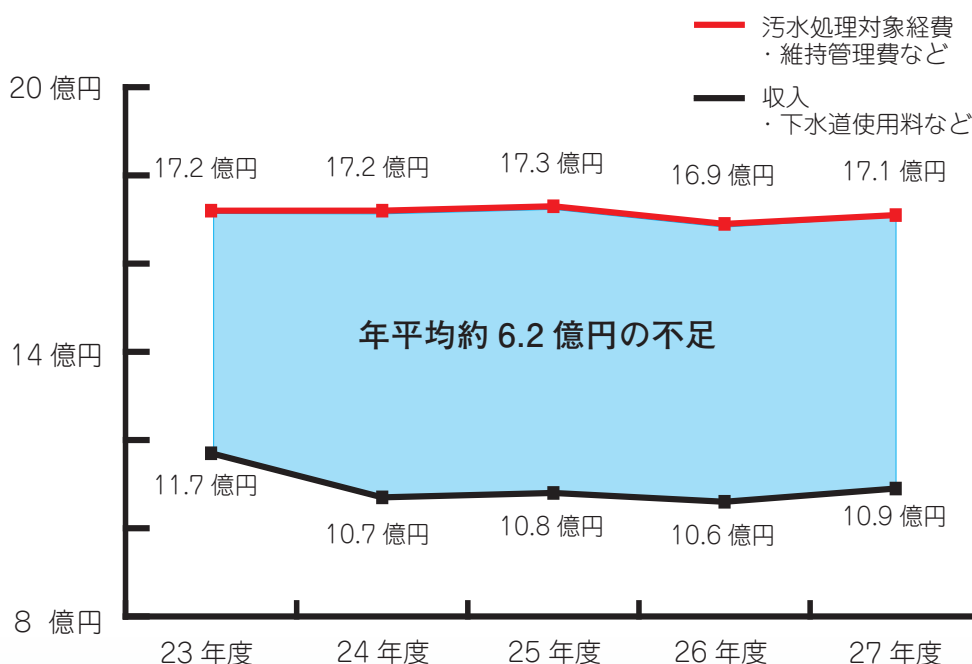
下水道使用料が大幅な引き上げになった要因の一つとして、平成9年度の使用料改定以来、20年近く使用料を据え置いてきたことが挙げられます。

平成17年の合併時のすり合わせ事項として、段階的に調整することになっていましたので、平成20年に使用料改定

について、事務レベルでの検討に入りましたが、当時、燃料費や原材料の高騰などによる地場産業に及ぼす影響や、ごみ袋の有料化の検討がされている中で下水道使用料の値上げは市民の理解が得られないと判断し見送りました。また、平成24年度に改定する予定で準備を進めました。

が、平成23年3月11日の東日本大震災により市民生活にも大きな影響が生じたこと、平成26年4月に消費税の増税が迫っている状況での値上げは、市民並びに市内企業の不安は計り知れず、これら社会情勢を勘案するなかで再度見送るという経過となりました。

収入と汚水処理対象経費の推移



下水道使用料、農業集落排水使用料改定の概要

急激な値上げを避けるため、平成 29 年 10 月、平成 30 年 10 月、平成 32 年 4 月の 3 段階で使用料を改定します。

処理区域	現行使用料		平成 29 年 10 月から		平成 30 年 10 月から		平成 32 年 4 月から	
桐生地区	基本使用料 10㎡まで	750 円	基本使用料 10㎡まで	1,000 円	基本使用料 10㎡まで 従量使用料 11㎡～	1,000 円 110 円	基本使用料 10㎡まで 従量使用料 11㎡～	1,000 円 150 円
	従量使用料 11㎡～ 100㎡	76 円	従量使用料 11㎡～ 100㎡	76 円				
	従量使用料 101㎡～ 5,000㎡	77 円	従量使用料 101㎡～ 5,000㎡	77 円				
	従量使用料 5,001㎡～	78 円	従量使用料 5,001㎡～	78 円				
新里地区 (農業集落 排水事業 を含む)	基本使用料 10㎡まで	1,000 円	基本使用料 10㎡まで	1,000 円				
	従量使用料 11㎡～ 30㎡	110 円	従量使用料 11㎡～ 100㎡	110 円				
	従量使用料 31㎡～	150 円						

改定後の使用料計算例

1 か月の標準的な使用量 20㎥（2 か月で 40㎥）使用した場合。消費税は 8 %

桐生地区

平成 29 年 10 月改定					
基本使用料（10m ³ まで） 1,000 円	従量使用料（11m ³ ～ 20m ³ ） 10m ³ × 76 円＝ 760 円	消費税 140 円	1 か月分の使用料 1,900 円	2 か月分の使用料 3,800 円	
平成 30 年 10 月改定					
基本使用料（10m ³ まで） 1,000 円	従量使用料（11m ³ ～ 20m ³ ） 10m ³ × 110 円＝ 1,100 円	消費税 168 円	1 か月分の使用料 2,268 円	2 か月分の使用料 4,536 円	
平成 32 年 4 月改定					
基本使用料（10m ³ まで） 1,000 円	従量使用料（11m ³ ～ 20m ³ ） 10m ³ × 150 円＝ 1,500 円	消費税 200 円	1 か月分の使用料 2,700 円	2 か月分の使用料 5,400 円	

新里地区（農業集落排水事業を含む）

平成 29 年 10 月改定					
基本使用料（10m³まで） 1,000 円	従量使用料（11m³～ 20m³） 10m³× 110 円＝ 1,100 円	消費税 168 円	1 か月分の使用料 2,268 円	2 か月分の使用料 4,536 円	
平成 32 年 4 月改定					
基本使用料（10m³まで） 1,000 円	従量使用料（11m³～ 20m³） 10m³× 150 円＝ 1,500 円	消費税 200 円	1 か月分の使用料 2,700 円	2 か月分の使用料 5,400 円	

※下水道使用料、農業集落排水使用料は、2 か月に 1 度の上水道の検針による使用量に応じて算出します。よって、1 か月分ごとの使用料については、使用量を 2 分の 1 にして基本使用料及び従量使用料の算出根拠としています。